

別紙1 共通項目

加重要因

要件	加重の方法および範囲
10年以内に「注意・嚴重注意」あるいは「処分」を受けた者である場合	上限を2倍まで加重できる
学生野球団体等の役員等である場合	上限を1.3倍まで加重できる

軽減要因

要件	軽減の方法および範囲
自ら憲章違反行為を申告した場合	下限を2分の1まで軽減できる
社会的制裁を受けている場合	下限を2分の1まで軽減できる

憲章違反行為が複数ある場合、継続性常習性が認められることによる加重

要件	決定方法
憲章違反行為が複数ある場合または憲章違反行為に継続性常習性が認められる場合	最も重い処分内容を選択の上、上限を1.5倍まで加重できる

※第三者からの嘆願及び被害者による宥恕は、原則として軽減要因とならない。

別紙2 指導者による暴力

基準	指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し、右手で1回、部員の腹部を殴った。	謹慎1か月
----	--	-------

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	野球の用具を使用した場合	←→							
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合	←→							
	被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←→							
	被害者以外の者に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←→							
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）	←→							
	重大な健康被害（例：骨折）	←→							
	回復不能な健康被害・死亡					←→			
	部員が登校できない・部活動できない	←→							
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←→							

軽減要因

要件	軽減の方法および範囲
有形力を行使する正当な理由があるが相当性を超えた有形力を行使した場合	下限を2分の1まで軽減できる

別紙3 指導者による不適切な言動等

不適切な言動等とは、暴言（威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責を含む）、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、無視・ネグレクト、人格の否定、社会通念や医学に基づいた安全確保の点から限度を超えたような肉体的負荷を課す言動、合理性を欠く言動等その他のスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為をいいます。なお、セクシュアルハラスメントに対しては別紙4が適用されます。

基準	指導者が、練習試合でミスをした部員に対し、試合終了後、当該高校のグラウンドにおいて、約5分間、捕球が到底不可能なノックを連続して実施した（社会通念、科学に基づいた安全確保の点から限度を超えたような肉体的負荷を課す言動等）。	謹慎1か月
	指導者が、37度を超える発熱及び咳を理由として、部員が練習を休む旨伝えたところ、部員に対し、「昔はそんな理由で休む部員はいなかった」と伝えたくて、当日の練習に参加するよう強要した（医学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い言動等）。	謹慎1か月
	指導者が、練習終了後のミーティングにおいて、その日の練習においてミスした部員だけグラウンドに正座させて行った（合理性に欠ける行為を求める）。	謹慎1か月
	指導者が、野球部の練習中に捕球のミスをした1名の部員に対し「帰れ」「辞めろ」と発言した（言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的・感情的な言動、過度の注意や叱責）。	謹慎1か月
	指導者が、1名の部員にだけフリーバッティングの機会を与えず、また同部員から理由を聞かれて一切返事をしなかった（無視・懈怠）。	謹慎1か月

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	重大な人格否定の言動等を行った場合	←	→						
	差別的言動等を行った場合	←	→						
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合	←	→						
	被害者に強い肉体的又は精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←	→						
	被害者以外の者に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←	→						
	屈辱的な対応を伴う場合 (例：グラウンドでの正座、長時間の正座、土下座)	←	→						
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）	←	→						
	重大な健康被害（例：骨折）	←	→						
	回復不能な健康被害・死亡					←	→		
	部員が登校できない・部活動できない	←	→						
行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←	→							

別紙4 指導者による性犯罪等

基準	指導者が、当該校に所属する学生1名に対する性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、児童買春）を行った。	除名
	指導者が、当該校に所属する学生1名に対する性犯罪（上記を除く。）を行った。	事案の性質に沿って謹慎6か月から除名まで
	指導者が、当該校に所属する学生以外の者に対し、性犯罪を行った。	事案の性質に沿って謹慎6か月から除名まで
	指導者が、部員1名に対し、対価型セクシュアルハラスメント（部員に情交を迫ったが、部員がこれを拒んだため、不利益な取り扱いをする等）を行った。	事案の性質に沿って謹慎3か月から1年まで
	指導者が、部員に対し、環境型セクシュアルハラスメント（会話の中でわいせつな発言をする等）を行った。	事案の性質に沿って謹慎1か月から3か月まで

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）	←	→						
	重大な健康被害（例：骨折）	←	→	→					
	回復不能な健康被害・死亡					←	→	→	→
	部員が登校できない・部活動できない	←	→	→					
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←	→	→	→	→	→	→	→

※基準に定める処分期間上下限が加重要因に定める処分期間上下限を上回る場合には、基準に定める処分期間上下限を優先する。

別紙5 指導者等による交通事犯

基準	指導者が、野球部活動中（大会会場までの送迎など）に、全治1週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。	謹慎2か月
	指導者が、野球部活動に関連しない場面で、全治1週間の怪我を負わせる人身事故を起こした。	謹慎1か月
	指導者が、野球部活動中（大会会場までの送迎など）に、交通事故（物損事故）または交通違反を起こした。	謹慎1か月
	指導者が、野球部活動に関連しない場面で、交通事故（物損事故）または交通違反を起こした。	日本学生野球協会としては処分をしない

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項）		←			→			
	飲酒運転等の危険運転行為（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条各号記載の行為）		←						→
	無免許運転（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第1条第2項記載の行為）		←						→
	ひき逃げ・当て逃げ（救護・報告義務違反）（道路交通法第72条第1項）	←							→
結果の重大性	重大な傷害			←					→
	回復不能な傷害・死亡					←			→

※救護・報告義務を課す「交通事故」とは、車両等の交通による人の死傷または物の損壊をいう（道路交通法第67条第2項）。

※保険適用による賠償は民事上予定されるものであるため、軽減要因とならない。

別紙6 指導者等による窃盗・横領等

基準	指導者が、預かった（または保管してある）部費から1万円横領（または窃取）した。	無期謹慎
	指導者が、野球部及び加盟校と無関係に預かった（または保管してある）金銭から1万円横領（または窃取）した。	事案の性質に沿って謹慎1年から無期謹慎まで
	指導者が、預かった（または保管してある）部費を適切に管理せず、部費の一部を紛失した。	事案の性質に沿って謹慎1か月から無期謹慎まで

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	計画的または継続的な場合								←→
	部員を関与させた場合								←→
結果の重大性	被害額が非常に高額な（100万円を超える）場合								←→

軽減要因

要件	軽減の方法および範囲
被害弁償を行った。	下限を2分の1まで軽減できる

別紙7 指導者による商業利用

<p>基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟校において、野球部の活動のみ、または/および、野球部員個人をクローズアップした学校紹介や学生募集のポスターや動画を作って頒布する ・ユニフォームに企業広告を掲出する ・（対部員）部員であること/学生野球を行うことに対し、日本学生野球協会の承認を得ず、対価その他金品を受領する（憲章21条1項） ・（対指導者）社会的相当性を超える報酬を得ること（憲章22条1項） ・報酬を得て公益的活動に参加する（憲章23条2項） ・（全日本大学野球連盟・日本高野連の承認を得ず）営利団体が行う活動に参加する（憲章23条1項ただし書き） ・報酬を得て報道メディアに出演する（憲章24条2項） ・（全日本大学野球連盟・日本高野連の承認を得ず）報道以外の目的でメディアに出演する（憲章24条3項） ・加盟校または野球部でクラウドファンディングを行う場合、寄付・援助のお礼の範囲を超える金品をリターン（返礼品）として設定する ・（日本学生野球協会の承認を得ず）野球部員個人がクラウドファンディングを行う 	<p>原則として日本学生野球協会としては処分をしない</p>
-----------	---	--------------------------------

<p>注意・嚴重注意の基準</p>	<p>全日本大学野球連盟/日本高野連の判断による</p>	
<p>処分申請を行う基準</p>	<p>次の基準をいずれも満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自らまたは第三者の利益を図る意図があること ②経済的利益の額が社会的儀礼的範囲を超えること、または、経済的利益の額が社会的儀礼的範囲を超えない場合でも商業利用違反行為が複数回に及ぶこと 	
<p>処分の決定方法</p>	<p>次の要素を踏まえて違反程度を検討し、過去の同種事案を考慮して、処分内容を決める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業的性質の強さ (例：野球部の名称、部員の氏名・肖像等を企業に使用させる場合や野球部の活動をSNSに投稿し、当該投稿を収益化している場合などは商業的性質が強い) ・経済的利益の額 ・伝播性の高いメディアの利用 ・関与している学生野球関係者（指導者・部員等）の人数 ・計画性 ・常習性 	

別紙8 指導者によるプロアマ規定違反

<p>基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（日本学生野球協会の承認を得ず）学生野球資格を持たない者と交流（練習・試合への参加、講習会・シンポジウムなど）をする（憲章13条1項） ・日本学生野球協会の承認を得て学生野球資格を持たない者と交流する場合、学生野球資格を持たない者との間で実費以外の金品の授受 ・プロ志望届出前に部員がプロ野球関係者と接触する ・（部員・親権者/指導者が）プロへの入団を条件に経済的利益を得る（憲章21条3項4項、22条2項3項） 	<p>金品の授受等など悪質なものを除き、日本学生野球協会としては処分をしない</p>
<p>注意・嚴重注意の基準</p>	<p>全日本大学野球連盟/日本高野連の判断による</p>	
<p>処分申請を行う基準</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交流の程度が軽微とはいえない場合 ※軽微か否かは、挨拶程度の交流を超える程度の時間、場所、活動内容等から判断する ②交流の対価として金品の授受がある場合 	
<p>処分の決定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の目的（公益目的よりも私的目的が強ければ違反程度は重いと判断する） ・ （金品の授受がある場合）経済的利益の多寡 ・ 伝播性の高いメディアの利用 ・ 関与している学生野球関係者（指導者・部員等）の人数 ・ 計画性 ・ 常習性 	

別紙9 高校指導者による中学生接触ルール違反／特待生制度ルール違反

基準	・日本高野連の中学生との接触ルールに違反して、中学生の選手1名に接触し	謹慎3か月
加重・軽減の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・接触した中学生の人数 ・プロカー利用の有無 ・金品の授受の有無、(ある場合) 金品の多寡 ・入学その他便益の提供の約束の有無 ・その他高校入試制度に悪影響を及ぼす程度 ・計画性 ・常習性 ・(軽減理由) 接触ルール上の単なる届出違反→注意・嚴重注意(処分申請を行うか否かの基準) 	

別紙10 報告義務違反

基準	指導者が、部員による憲章違反行為（例えば飲酒）を認めた後、3日以内に学校長、部長に報告することを怠った。	謹慎1か月
----	--	-------

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	憲章違反行為が重大な場合（野球部に対する対外試合禁止が相当である場合、報告義務を認識したうえで敢えてこれを否定する場合等）	←—————→							
	報告義務違反が長期間（2週間以上）に及んだ場合	←————→							
	報告義務を怠り、憲章に違反した部員を試合・大会に選手登録させた場合等	←————→							
	積極的に虚偽の報告・説明等をした場合	←————→							
	部員を報告義務違反に関与させた場合（口裏を合わせるなど）	←————→							

※被害者または第三者から外部に報告しないよう要請を受けたことが報告義務違反の原因であったとしても、軽減要因とならない。